

公共公益施設整備費に関する基準

(趣旨)

富里市宅地開発指導要綱(以下「要綱」という。)第32条に規定する公共公益施設整備費(以下「協力金」という。)については、本基準によるものとする。

(協力金の算定基準)

- 1 事業者は、協力金の算定については、次の基準により算出し協議するものとする。

協力金の種類	適用対象	協力金額	
衛生施設整備協力金	住宅を目的とする宅地開発	21,000円/戸	ただし、15戸分を免除する。

(協定の締結)

- 2 前項の規定により算出した協力金について協議が整ったときは、要綱第4条第3項の協定書により協定するものとする。

(納入の時期)

- 3 前項の協力金は、要綱第37条に規定する工事完了の届け出の日までに、納入するものとする。

附 則

この基準は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。